「特別寄稿〕

## 現代の企業制度の国際比較

 李
 長
 青

 王
 科
 唯

49

## はじめに

企業の組織制度の基本的な形態には独資の個 人企業と合名企業と株式企業の三種類がある。 1980年のアメリカではそれぞれの比率は8%. 7.5%. 74.5%で売上げ高の比率は9%. 4%. 87%である。この三種類の企業制度の形態うち では独資の個人企業と合名企業が最もその歴史 が古いのであるが、それらはここに取り上げよ うとしている現代の企業制度に当たるものでは ない。それらは古典企業と称されるものであ る。株式企業だけが本文で検討する現代の企業 制度である。だから本文で検討しようとしてい る現代の企業制度とは現代の企業の制度なので ある。ここに現代の企業制度の国際比較を研究 するに当たって、一つ一つの国それぞれについ て分析ではなくて、典型な特徴を持つ現代の企 業制度の国の場合と、企業の基本形態そのもの が異なる国とを取り上げて分析した。アメリカ は現代的な新しい企業制度を作りだし、発展さ せたモデルとして取り上げた。それはヨーロッ パをはじめ世界の多くの国が、現代のアメリカ の企業制度を多く取り入れているからである。 ゆえに先ずアメリカの現代の企業制度を基本的 な形態の一種類とした。これはいわゆる西側形 態と称されているものである。アジア諸国の中 では、日本経済の発展速度が最も速く、特に企 業の発展のもっと速い国である。日本の大企業 は世界にも広く進出し、世界的にもその名をよ く知られた製品を多数作り出してきた。西側先 進諸国の大企業も日本の企業に及ばないという 一面さえある。それは日本の企業制度の仕組み が、西側諸国とは異なる高効率の企業制度を持っているからであるとかんがえられる。そこで 日本の企業制度を東洋的アジア企業制度の代表 的なもう一つのモデルとして、ここに取り上げ た。

上記理由によって、本稿では、現代の企業制度として主にアメリカと日本をモデルとして、それぞれの基本的な特徴やその機能の違いなどを比較検討し、その結果が、ひいては現代中国が実施している現代の企業制度改変・改善のための参考になるのではないかと期待するものである。

## I 米日の現代の企業制度の比較

アメリカと日本の現代の企業制度は典型的な、異なる企業制度の代表的な二種類であり、 その形式や機能のうえで、著しい相違点がある。(表1参照)

アメリカ企業制度と日本企業制度の違いは、まず所有権の構造と制約規制の方面にはっきり表れる。アメリカの現代企業の所有権の構造は個人資本を基礎にして極めて分散化した資産所有権制度である。これに対し日本の場合はアメリカと違って法人資本の持ち合いを主体として個人資本を受けいれる資産所有権制度である。所有権の制約規制から見れば、アメリカの企業では、資本所有者の経営者に対する所有権行使の制約規制は主に間接的なもので、現在のアメリカで、資本の取引上最も完備し隆盛を極めている株式市場によって各企業の取締役会や社長、つまり企業の経営者が制約されているので

表1 米日の現代企業制度の比較

	アメリカの現代企業	日本の現代企業
所有権の構造	個人的資本所有を基礎とした,極めて分 散化された資産所有権制度	法人の持ち合い的資本所有を主体とした 資産所有権制度
所有権を制約するシステム	株主	大口融資銀行
企業の経営目標	総投資額に対する利益率が第一。第二に 株価の維持,上昇。	市場の占有割合の拡大が第一。第二が総 投資額に対する利益率。株価の維持及び 上昇は第三。
経営の方針期間の目標	短期的な目標を重んじる	長期的な目標を重んじる
資本の調達	直接的な資金調達に依存するため, 自己 資金比率が高い。	間接的な資金調達に依存するため, 自己 資金比率が低い
企業と銀行の関係	貸借関係	合作関係
労働力を配置するシステム	市場の配置状況の変化に依存するため, 流動性が弱い	組織の配置状況の変化に依存するため, 流動性が強い
資産所有権の流動性	強い	弱い

出所) 小艾尔费雷德·钱德勒:《看得见的手——美国企业的管理革命》商务印书馆,1987年。

张学军:《美国股份经济考察》,1987年。

吴家骏:《日本股份制企业值得注意的一些特点》,1992年第9号。 吴大琨:《当代资本主义结构・特征・走向》上海人民出版社,1991年。

ある。そうした理由によって資本所有と企業経 営が分離していても企業の経営者は株主の利益 を無分別に敢えて侵害することは出来ないので ある。日本では現代企業の上位大株主は全部法 人株主であるが、個人株主は企業権力機構の中 でほとんど何の役割も担っていない。しかし法 人間で株式を持ち合うことによって、結局は株 主が、資本所有権の行使を常にお互いに相殺し あうことになって、株主総会では企業の意思決 定に反対することがほとんどないのである。ゆ えに日本の企業では、取締役会が当該企業の管 理者から構成されるのが普通である。その意味 から法人株主は現代日本企業の経営者を支持す る強大な力の一つであるということが出来るの である。だから現代日本の大企業では経営者 が、資本所有者に制約されることがあまりない ために、経営者の権力と自由がかなり大きいと 言えるのである。現代日本の企業経営者に監督 力と制約力を持つのは一般的な株主(個人と法 人との株主を含めて)ではなくて,大口融資銀 行である。50年代以降日本の企業資金は主に株 式市場で調達されるのではなく、銀行が融資と して提供するように徐々に変わってきたのであ る。以上理由によって、企業の銀行からの借入 金に対する依存度が益々高まることになったのである。(表 2 ,表 3 参照)。

表 2 日米企業に於ける自己資本の比率 (%)

年度	日本	アメリカ
1965	24.90	61.60
1970	18.64	53.75
1973	19.29	52.05
1975	16.61	53.69
1977	17.69	53.14

出所)日本银行统计局『国际比较统计』,1979年6月。 东洋经济杂志社『经济统计年鉴』,1978年。

表3 日本とアメリカの全業界の資産に対する負債の比率(%)

年度	日本	アメリカ
1988	80.71	60.21
1989	80.20	61.49
1990	80.02	62.09
1991	79.90	62.02
1992	79.72	64.22

出所)『中国工业经济统计年鉴』,1994年。

上の図からわかるように、日本の場合は負債の割合が非常に多きく、それによって大口融資銀行体系が形成されたのである。例えば1949年に個人株主、金融機関(投資信託を除く)、企

業法人の株式の持ち分及び貸し付け融資の割合 はそれぞれ69.1%、9.9%、5.6%であったが 1989年に22.6%、46%、24.8%になった。ある 企業の借入金の最も多い銀行は、その企業の大 口融資銀行と呼ばれる。これらの銀行が貸し付 ける資金を系列貸し付け金(長期と短期の貸し 付け金を含む)という。金融機関はその企業の 株式の持ち分がその企業の株式総額の5%を超 えてはならないにもかかわらず、銀行の持ち分 はほとんどその限度を超えて株式を集中させた ために、大口融資銀行の存在をさらに強化する こととなった。例えば三菱銀行は三菱重工の最 大の株主である。大口融資銀行の存在形成が三 菱重工の仕組みを大きく変化させた。大口融資 銀行は、その企業の最大の株主であり、また最 大の貸し付け銀行であるばかりでなく. さらに 資金貸し付けグループの組織者でもある。 大口 融資銀行は貸し付け金とその企業の収支アカウ ントの管理を通じて、適官に且つ詳細にその企 業の情報を掌握し、その企業の経営活動計画や 経営活動内容及び、その結果をチェックしてい るのである。このチェックシステムの内容は 「大口融資銀行は企業の経営に直接的に介入す るのではなく、利益が出れば一般的に問題はな いが、企業の業績が悪くなり、利潤率が下がる 場合には,早めに問題を見付けて株主総会ある いは取締役会を開催させて、企業の経営者を挿 げ替えるようにもって行く」ということであ る。

アメリカ現代企業の活動の目標は、分散している多くの小株主と、資金の積み立てを行って金融機関や積み立て機関としての信託組織、また法人持ち株機関などとの、配当性向にお互いに制約されて社長は企業の短期的な利潤の拡大と増資をとくに重視する。日本企業は法人株主の株式の持ち合いが主な形態であるから、配当金を減らし未配当収益を利用して投資を拡大する傾向がある。そのシステムの効果は「法人株主が株式を持ち合うことによって、配当の割合を高めれば、お互いに配当金を支払って損益を相殺するが、その場合最大の利益を受け取るの

は個人株主でありから、法人企業にとっては無駄に配当金の負担を増加させるにすぎない」ということである。だから日本の企業はアメリカ企業に比べて将来の発展をもっと重視した形態になっているのである。米日両国の現代企業制度は特徴のうえで著しい違いがあるが、いくつかの共同点もある。それは現代企業制度としての基本原則のいくつかが一致しているからである。

それはつぎのとおりである。

- (1) 米日両国の現代企業の基本組織形態が 両方とも共通した現代の企業の形態を持ってい るということである。
- (2) 設立の手続きと基本原則と仕組みの上では著しい区別がない。つまり資本は均一の割合的単位の株式によって分けられている。株式企業、取締役会、監査役というような、企業の仕組みが両方ともに採用されている。
- (3) 所有権と経営権との分離, および経営 者の意思決定が重視されるというのも共同点で ある。
- (4) 米日両国の現代企業の資産所有権のあり方は著しく異なってはいるが、所有権の多元化と分散化的な傾向は共通している。

## Ⅱ 中国にとって参考となる点

現代の企業制度のうちで、主にアメリカと日本をモデルとして、それぞれの基本的な特徴やその機能の違いなどを比較検討して来たが、その結果は現代中国が実施している現代企業制度の改変・改善に関して幾つかの点で参考になるものがあると思われる。

# 1. 中国の具体的な状況に合わせて標準化することが出来る。

米日両国の現代企業制度は、具体的な形態上では著しく異なるが、基本的な原則では一致しており、標準に合っている。共通の基本原則が一般の模型に一致することを前提として、それぞれの国によって具体的な内容と形態に特色が

あってもよい。しかしこのような特色でも標準 に合っていなければならない。標準化された形 態を、我が国の文化的な伝統と経済的な制度、 およびイデオロギーの中で運営されている現代 中国企業の制度の中に組み込んでいかなければ ならない。わが国の特徴的な経済制度に組み込 むということは、決して中国現代企業制度を非 標準的な形態にするということではない。中国 にとって標準的で効率性の高い企業の仕組みを 作るということは国有企業にも標準的な企業制 度を実行させる上で重要な問題である。企業の 仕組みは本質的には、二重の関係構造として現 れる。第一は,株主は株主総会と取締役会との 間の信頼関係によって、企業に対してもっとも 強いコントロール権の配置と行使を行うことが できる。第二は、取締役会と社長は、相互の委 託関係によって,企業に対して二番目に強いコ ントロールする権の配置と行使を行うことが出 来る。そうすることによって、株式総会や取締 役会や社長などの相互の権力の配置と行使の関 係が充分的に示すことが出来る。これは所有権 とコントロール権との分離あるいは所有権と経 営権の分離を基礎とするものである。その目標 は企業の全体的なコントロール権を合理的に配 置することを実現することである。企業の出資 者と経営者との間では、お互いにそれぞれの権 力を制約する規制とともに、有効的な激励およ び監督規制を形成する必要がある。つまり企業 の運営効率を最大限に上昇させることを期待す るのである。現在中国の国有企業は今尚民間企 業に改革される途中にあり、その仕組みはまだ 政府と企業との所有権が分離されていない状態 にある。また未だ出資者がいないばかりでなく ,経営者にも充分な自由が与えられていない。 そのため監督規制が弱く,内部人員をまとめ指 導するという大きな問題が存在している。

#### 2. 多元的な株式の所有構造を作る。

国有企業から民間企業に改造された企業でもいまだ「資産所有権の所在が不明である」という問題と、「資産所有者の役割不明である」と

いう問題がまだ解決されていない。例えば現在 実験として現代企業制度を作る百個の企業が選 ばれているが、それらの企業では管理する主体 は、資産所有者を代表する「国の出資する企 業 | がほとんどを占めている。「資産所有権の 所在が不明である」という問題と「資産所有者 の役割が不明である」という問題を解決するた めには、アメリカや日本や名どの国のやりかた を参考にするのも悪くない。つまり「砂を混ぜ 込む | ことを通じて国有企業の企業構造を変え ることは成功する方法のひとつであると考えら れるのである。基本的な考えの筋道は次のとお りである。国有企業から民間企業に転換した企 業の中で、少数の企業はまだ国の出資を必要と している。その他の多数の国有企業は、株式所 有の多元化された有限企業と、株式企業との制 度に向かって改革していかなければならない。 しかし多くの企業にとって、株式所有の多元化 をすぐに実現することは困難であるから、徐々 に実現していくという方策を採るべきであろ う。例えば企業からあらかじめ何パーセントか の国有企業の株式を買い取ってもらうことによ って. その企業の株式所有の多元化を実現す る。ある企業は広く大衆から資金を集めるか. あるいは一番大元となる出資者が一部の株式を 他企業あるいは民間に売却することによって多 元化を実現する。ある企業は企業間で株式を交 換することによって多元化を実現する。またあ る企業は一部の国の株式所有権を従業員に割り 当てることによって多元化を実現する。いずれ かの形を採用してこれらの企業は株式所有の構 造の多元化をある程度実現し、その基礎の上に 立ってさらに多くの出資者が企業の資本形成に 参加し、お互いに制約力のある利益組織集団を 形成するのである。こうすることによって企業 の資産の所有権の関係をもっとはっきりさせる ことができるし、株式所有者が有効的に経営権 を制御するシステムを形成することに役立つと 考えるのである。ゆえに先ず企業の株式所有の 多元化構造を作るために、特に株券や債券など の形で直接的に資金調達するための規定を作

り、その上で様々な非金融機関の育成を通じて 法人株主を成立させ、それを企業の大株主にす ることを考えねばならない。そうすればそれら の株主はひとつの方向性を持つようになり、企 業の経営権に向かって相互に緊密な関係を構築 することが可能となる。株式所有者の個人的な 思惑によるのではなく、経営権に対して均衡の 取れた標準的な資産の所有権の、有効な規定を 形成するのにも役立つであろう。株主総会と取 締役会と社長の間では相互にそれぞれの権限を 制限する規定を設けた上で、信頼と委託との関 係を構築することが特に重要である。

# 3. 徐々に大口融資銀行を育成するのも一つの方法である

現在中国の国有企業の負債比率は非常に高 い。これらの負債債権を組むにあたって、銀行 の貸し付け金を株式に充当するやりかたはきわ めて有効な方策であるといえる。この点では日 本の大口融資銀行のあり方を参考にする価値が ある。強力な大口融資銀行の存在と株式の過度 の集中は株式の流通を弱体化させ、企業組織の 維持と発展に対してコストが高くという問題が ある。そして中国の既存の銀行制度は、銀行の 業務としてこの目標を実現するための条件とは 著しい格差がある。しかし銀行を国有企業の大 株主と積極的な監督者に成長させることは、国 家の経済戦略の組み立てと、国有企業の特徴、 発展の需要とから見ても重要であり、経済規定 の改革の基礎や中国の歴史的伝統などの要素を 考えても、重要である。また国有企業の持つ 「内部の人間がコントロールする」という欠点 を克服することができるし、国家の経済構造を 戦略的に組み立てるという、大企業と企業のグ ループの目標の実現も促進できるであろう。銀 行に国有企業の組みかえと維持の過程に於いて 重要で積極的な役割を果たさせようというので あるが、もしこのやりかたが正しいとすれば、 現在の「銀行法」を修正しなければならない。 銀行が国有企業の株式を所持することを容認 し、大口融資銀行を育成する措置のための修正 である。大口融資銀行の存在は、経営者の自由 を十分に保証するが、一方でまた有効に監督も できる。また株式所有者の利益を保証する裏付 けともなるし、企業の長期な発展の維持にも裏 付けとなる。しかし日本に於ける大口融資銀行 の存在には欠点もあるということに注意しなけ ればならない。それは大口融資銀行が、企業に 対して制限なく資金を提供し、そのため企業が 野放図な投資を実行し、利益が上がらないどこ ろか投資金額そのものを銀行に償還できなくな り、それによって日本経済全体がバブル崩壊現 象に陥ったということである。だから中国では 現代の企業制度を育成するに当たっては、株式 の所有構成という点で、大口融資銀行の持ち分 を高め、融資銀行の代表として取締役会に参加 するほか. 会計士事務所や弁護士事務所や審計 土事務所などの、その企業を日常的に補佐して いる外部の機関から審査と監督とを受けるよう にすることを怠ってはならない。とくに投資の 効果の審査は、これを強化する必要がある。ま た会議によってあらゆる株主に企業の経営の様 子を知らせる。外部からの審査によって. 取締 役会と企業の経営者との制約規制が形成しやす くなるし、株主がこれに対して通常的な監督を しやすくなる。

### 終りに

中国の現代企業制度を作る条件と環境は、米 日両国に比べると日本の方により似ていると思 われる。その理由は次のとおりである。

- 1. 地域や文化から見て、中国の現代の企業 おかれている立場はどちらかといえば日本に似ているとおもわれる。
- 2. 雇用制度から見ると中国の国有企業の雇用制度は日本の企業とほとんど同じである。例えば中国の国有企業は昔から終身雇用制度を実行しているために、そちらからの巨大な雇用圧力がある。国有の大中型企業の余剰人員は普通の従業員総数の30%から40%である。ゆえに中国は現代の企業制度を育成するに当たっては、

無断転載禁止 Page:5

豊富な労働力市場を利用して企業の従業員を配置するアメリカ方式を完全的には採用することは出来ないが、中国に適応した形を採用して、徐々に労働力市場でその企業の従業員の配置を調節する程度を強めていくのが望ましい。

3.企業の資金調達の面からみると、中国の国有企業と日本の現代企業は非常によく似ている。改革開放以降の中国国有企業の資金の80%から90%が銀行からの借入金である。現在証券取引市場によって調達された資金の割合は上昇しつつあるがまだ多いとはいえない。この方面ではアメリカの企業が金融市場やグループ企業内部からの資金調達によって資金の拡大を図っているのとは異なって、日本の企業は主に銀行から資金調達をしており、この点では中国の場合と一致している。

以上の分析を通じて、中国では現代の企業制度を作るにあたっては日本の企業制度についての研究を重視しなければならないということはいえるであろう。

### 参考文献

保婁・R・格雷格里『比較経済体制上海三聯書店 第 198ページ

復旦大学日本研究中心第五届国際学術研討会『日本公 有企業的民営化及其問題』上海財経大学出版社1996 年

肯尼斯·W·克拉森『産業組織:理論, 証拠和公共政 策』上海三聯書店 1989年

詹姆士・C・阿伯格倫『企業経営国際化戦略』新華社出版社1990年

#### 〔付 記〕

この論文の掲載に当たっては、阪南大学と内蒙古工業大学との学術交流協定の趣旨に基づいて、阪南大学学会が許可を与えてくれたものである。ここに記して謝意を表するものである。

またこの論文の作成当たっては、調査、資料収集、 研究の段階で内蒙古工業大学科学研究基金を利用させ て頂いた、併せてここに謝意を表するものである。

(2003年1月8日受付)